はじめに

MIXI GROUP は、公正かつ倫理的な事業行動を遂行すべく、以下を実行し、MIXI GROUP が所在する国・地域及び事業を遂行する国・地域に適用される贈収賄の禁止に関する法規制 (以下「贈収賄関連法令」という。)を遵守します。

1. 贈賄行為の禁止

何人に対しても、直接的・間接的に行うかを問わず、賄賂の供与、約束、又はその申し 出をしません。

2. 公務員等への接待・贈答

国内・国外を問わず、公務員及びこれに準ずる者に対し、規定に従い、社会通念上妥当 な範囲を超えて、接待や贈答を行いません。

3. ファシリテーションペイメント

公務員等に対し、定型的な行政手続の円滑化や迅速化を目的として行われる少額の支払い(「ファシリテーションペイメント」という。)は行いません。

4. 健全な取引関係の構築

適法かつ疑義のない相手のみと事業を遂行するよう努めます。

5. 会計記録管理の徹底

会社のすべての取引に関して、合理的な詳細さをもって正確な帳簿を作成し、記録を保持するとともに、公務員等に関連する出費については、その適切な処理を確実にすべく特に留意します。

6. 定期的なリスク評価、見直し及び改善

定期的に、事業内容に応じた贈賄リスクを評価するとともに、贈賄防止のための規程及 び施策等を見直して、必要に応じて改定・改善をします。

7. 罰則

贈収賄関連法令及び MIXI GROUP 各社の規定等に違反した者には、その所属する会 社の規程に従い懲戒等の処罰に処します。

以上